

説 明 書

独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構（以下「当機構」という。）北海道新幹線建設局の「北海道新幹線、札幌車両基地高架橋」及び「北海道新幹線、札幌車両基地高架橋工事に係る技術協力業務」における公募型プロポーザル方式に係る手続き開始の公示（建築のためのサービスその他の技術的サービス（建設工事を含む。））に基づく、競争参加資格確認申請書（以下「申請書」という。）及び技術提案書の提出については、関係法令に定めるもののほか、この説明書によるものとする。

なお、本業務の契約締結は、当該業務に係る令和4年度予算の執行が可能となっていることを条件とします。

1 公 示 日 令和4年1月12日

2 契 約 担 当 役 独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構
契約担当役 北海道新幹線建設局長 竹津 英二
北海道札幌市中央区北二条西一丁目1番地
(マルイト札幌ビル6階)

3 案 件 概 要

- (1) 案件名 北海道新幹線、札幌車両基地高架橋
北海道新幹線、札幌車両基地高架橋工事に係る技術協力業務
(電子入札対象案件)
- (2) 工事場所 北海道札幌市中央区北5条東2丁目地内～北3条東11丁目地内
- (3) 案件内容
- ア 北海道新幹線、札幌車両基地高架橋工事に係る技術協力業務
- (ア) 業務内容 技術協力業務 1式
- (イ) 履行期間 契約締結日の翌日から12箇月間
- (ロ) 本技術協力業務について、主たる部分の再委託は認めない。
- イ 北海道新幹線、札幌車両基地高架橋（以下「建設工事」という。）
- (ア) 工事内容
- 高架橋・橋りょう 延長1,340m
建築上家・防雪上家 平面積24,500㎡
上記に伴う仮設工事等
- (イ) 工期 契約締結日の翌日から令和10年3月31日までを予定している。
- (4) 使用する主な資機材
- コンクリート：約6万㎡、鋼材：約3.2万t
- (5) 本案件は、公共工事の品質確保の促進に関する法律第18条に規定する「技術提案の審査及び価格等の交渉による方式」（技術提案・交渉方式）の技術協力・施工タイプ

の対象工事であり、優先交渉権者として選定された者と技術協力業務の契約を締結した後、発注者と優先交渉権者との間で工事価格等の交渉を実施し、交渉が成立した場合に、本建設工事の契約を締結する。

上記の取り組みの詳細については、国土交通省ホームページアドレス

<https://www.mlit.go.jp/tec/nyusatukeiyaku.html>

ホーム「技術調査」 「国土交通省直轄工事における技術提案・交渉方式の運用ガイドライン（2020年1月）」に記載しているとおりである。

また、当機構において、別紙のとおり技術協力・施工タイプの実施要綱を定めている。

(6) 本案件は、技術提案書を提出したものの中から、技術評価点が最も高い者を優先交渉権者として選定する。

なお、優先交渉権者と価格交渉が成立しなかった場合は、次順位の者と同様の手続きを行い、以降、交渉が成立するまで次順位以降の者と同様の手続きを行う。

(7) 本建設工事に先立って実施する技術協力業務の規模は、2,200万円程度（税込み）を想定している。また、本建設工事の規模は250億円程度（税込み）を想定している。

(8) 本建設工事は、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成12年法律第104号）に基づき、分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化等の実施が義務付けられた工事である。

(9) 本建設工事は、契約締結後に工事内容の変更について提案を受け付ける契約後VE方式の試行工事である。

なお、入札時に施工方法等の提案を行い、その提案が採用された場合には、採用された提案に対する再度の提案は受け付けない。

(10) 本案件は、資料の提出を電子入札システムにより実施する対象案件である。ただし、以下の点に留意すること。

ア 当初より電子入札システムにより難しい者は、契約担当役の承諾を得て紙入札方式に代えるので、下記により提出すること。なお、その際は下記提出先に連絡すること。

(ア) 提出方法

紙入札方式参加承諾願を持参、郵送、託送又は電子メール（郵送の場合は書留郵便、託送の場合は書留郵便と同等のものに限る。電子メールによる場合は、押印省略をする場合に限り認めるものとし、提出後は、着信確認のため、提出先に電話により連絡すること。以下「郵送等」という。）により提出するものとする。

なお、押印省略をする場合は、「本件責任者及び担当者」の氏名及び連絡先を記載すること。

(イ) 提出先

〒060-0002

北海道札幌市中央区北二条西一丁目1番地 マルイト札幌ビル6階

独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構

北海道新幹線建設局 契約課

電話 011-231-3489

電子メールアドレス keiyaku.spp@jrntt.go.jp

(ウ) 受付期間

令和4年1月12日(水)から令和4年2月1日(火)までの休日(行政機関の休日に関する法律(昭和63年法律第91号)第1条第1項に規定する行政機関の休日という。以下同じ。)を除く毎日、10時から16時まで。

イ 電子入札システムによる手続きに入った後に、紙入札方式への途中変更は認めないものとするが、応札者側にやむを得ない事情があり、全体入札手続に影響がないと契約担当役が認めた場合に限り、例外的に認めるものとする。

ウ 以下、本説明書において、紙入札方式による場合の記述部分は、全て上記の契約担当役の承諾を前提として行われるものである。

- (11) 本建設工事は、総価契約単価合意方式の対象工事である。本建設工事では、契約変更等における協議の円滑化に資するため、契約締結後に、受発注者間の協議により総価契約の内訳としての単価等について合意するものとする。本方式の実施方式は、包括的単価個別合意方式(工事等数量総括表の細別の単価に請負代金比率を乗じて得た各金額について合意する方式)によるものとする。

なお、本方式の実施手続は、当機構ホームページで公開する「総価契約単価合意方式(包括的単価個別合意方式)実施要領」及び「総価契約単価合意方式(包括的単価個別合意方式)実施要領の解説」によるものとする。

- (12) 本建設工事は、地域外(遠隔地)からの建設資材等の調達に係る費用について支払実績により設計変更を実施する試行工事である。

- (13) 本建設工事は、「共通仮設費(率分)のうち営繕費」及び「現場管理費のうち労務管理費」の下記に示す費用(以下「実績変更対象費」という。)について、工事実施にあたって不足する技術者や技能者を広域的に確保せざるを得ない場合も考えられることから、契約締結後、労働者確保に要する方策に変更が生じ、土木関係積算標準の金額相当では適正な工事の実施が困難になった場合は、実績変更対象費の支出実績を踏まえて最終精算変更時点で設計変更する試行工事である。

営繕費：労働者送迎費、宿泊費、借上費

(宿泊費、借上費については労働者確保に係るものに限る。)

労務管理費：募集及び解散に要する費用、賃金以外の食事、通勤等に要する費用

- (14) 本建設工事は、現場経験の少ない技術者の技術力向上を図るため、主任技術者又は監理技術者(以下「配置予定技術者」という。)を専任で補助する技術者(以下「専任補助者」という。)を配置することができる試行工事である。

- (15) 本建設工事は、熱中症対策に資する現場管理費の補正を行う試行工事である。

- (16) 本建設工事は、ワーク・ライフ・バランス等推進企業を評価する試行工事である。

- (17) 本建設工事は、元請け企業の労務賃金改善に関する取り組みを促進するため、インセンティブを付与する「労務費見積り尊重宣言」促進モデル工事の試行工事である。

- (18) 本建設工事は、建設キャリアアップシステム義務化モデル工事の試行対象工事である。試行内容の詳細は、本建設工事の内容説明書によることとする。

- (19) 本建設工事は、建設業法第26条第3項ただし書の規定の適用を受ける監理技術者(以下「特例監理技術者」という。)の配置は認めない工事である。

- (20) 本建設工事は、経済上の連携に関する日本国と欧州連合との間の協定及び包括的な経済上の連携に関する日本国とグレートブリテン及び北アイルランド連合王国との間の協定（以下「日 EU 経済連携協定等」という。）の適用対象である。

4 競争参加資格

次に掲げる条件を全て満たす2者、3者又は4者を構成員とする特定建設工事共同企業体とし、かつ、当機構北海道新幹線建設局長による本建設工事に係る競争参加資格確認の結果、資格があると認められた特定建設工事共同企業体とする。

- (1) 独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構契約事務規程（平成15年10月機構規程第78号）第4条又は第5条の規定に該当しない者であること。
- (2) 当機構における以下の令和3・4年度一般競争（指名競争）参加資格の認定を受けていること。

ア 2者を構成員とする特定建設工事共同企業体の場合

代表者及び出資比率が第2位の構成員 「土木」及び「建築」

イ 3者又は4者を構成員とする特定建設工事共同企業体の場合

代表者及び出資比率が第2位の構成員 「土木」及び「建築」

出資比率が第3位及び第4位の構成員 「土木」又は「建築」

なお、構成員は、当機構における以下に係る競争参加資格の認定の際に客観的事項（共通事項）について算定した点数（以下「客観点数」という。）が以下の要件を満たす者であること。

ア 2者を構成員とする特定建設工事共同企業体の場合

代表者及び出資比率が第2位の構成員

「土木」1,200点以上及び「建築」1,200点以上

イ 3者又は4者を構成員とする特定建設工事共同企業体の場合

代表者及び出資比率が第2位の構成員

「土木」1,200点以上及び「建築」1,200点以上

出資比率が第3位及び第4位の構成員

「土木」1,200点以上又は「建築」1,200点以上

(注) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、当機構が別に定める手続きに基づく競争参加資格の再認定を受けていること。

- (3) 構成員は、平成18年度以降に元請として完工（引渡し済みのものに限る。）した以下の施工実績を有すること。なお、施工実績を1件名で満たすことができない場合は、複数件名の組み合わせとすることができる。

2者、3者又は4者を構成員とする特定建設工事共同企業体の場合の構成員のうち代表者は、以下のア、エ及びカに掲げる工事の施工実績を有することとする。

出資比率が第2位の構成員は、以下のアからウに掲げる工事のいずれか、かつエ又はオに掲げる工事のいずれかの施工実績を有することとする。

また、代表者又は出資比率が第2位の構成員のいずれかは、以下のイに掲げる工事の施工実績を有することとする。

3者又は4者を構成員とする特定建設工事共同企業体の場合の構成員のうち出資比率が第3位の構成員及び出資比率が第4位の構成員は、以下のアからオに掲げる工事のいずれかの施工実績を有することとする。

ただし、当該施工実績が共同企業体構成員としての実績である場合には、代表者は出資比率が構成員中最大、その他の構成員は出資比率が10%以上のものに限る。

また、当該施工実績が当機構の発注した工事である場合には、工事成績評定点が65点以上のものに限る。

ただし、当機構の発注した工事のうち工事成績評定点の通知を受けていない工事又は一部しゅん功し引渡し済みの工事（当該工事の主たる目的物の引渡しに限る。）においても、要件を満たす場合は施工実績とすることができる。

ア 鉄道ラーメン高架橋新設工事

イ 鉄道PC上部工新設工事

ウ 橋りょう新設工事

エ 鉄道建築物で、延べ面積5,000㎡以上の新築、増築又は改築工事

オ 公共建築物又は鉄道建築物で、延べ面積1,000㎡以上の新築、増築又は改築工事

カ 鉄道営業線近接工事

※鉄道建築物とは、鉄道の営業または運転保安に供するもので、駅建物、車両基地建物、保守基地建物、電気関係建物、消雪基地建物をいう。

※公共建築物とは、国又は地方自治体の発注により施工された一般公衆が利用する建物をいう。

※鉄道営業線近接工事とは、列車が運転されている線路内又は線路近くで行われる工事で、一般社団法人日本鉄道施設協会が交付する「工事管理者（在来線）資格認定証」又は「工事管理者（新幹線）資格認定証」あるいは関係する鉄道事業者の定める同様の資格を有する管理者を配置して施工する工事をいう。

(4) 当機構の施工実績がある場合は、当該工事種類における令和元年度及び令和2年度の当機構の工事成績が、2年連続で平均が60点未満でないこと。

(5) 構成員のうち代表者は、以下のア又はイのいずれか、かつウの資格を有する配置予定技術者（技術協力業務）を本技術協力業務に配置すること。ただし、1名で満たせない場合は複数名の組み合わせとすることができる。

なお、外国資格を有する技術者（わが国及びWTO政府調達協定締約国その他建設市場が開放的であると認められる国等の業者に所属する技術者に限る。）については、あらかじめ技術士相当又はRCCM相当との旧建設大臣認定又は国土交通大臣認定を受けている必要がある。

また、申請書の提出期限までに当該認定を受けていない場合にも申請書を提出することができるが、この場合、申請書提出時に当該認定の申請書の写しを提出するものとし、当該業者が選定されるためには選定通知の日までに大臣認定を受け、認定書の写しを提出しなければならない。

選定通知の日は令和4年2月16日（水）を予定する。

必要な資格

- ア 技術士（建設部門又は総合技術監理部門（建設））又はこれと同等の能力と経験
- イ 鉄道設計技士（鉄道土木）、RCCM（鉄道又は鋼構造及びコンクリート）又はこれらと同等の能力と経験
- ウ 一級建築士

(6) 全ての構成員は、次に掲げる基準を満たす配置予定技術者を本建設工事に専任で配置できること。

また、代表者は、配置予定技術者のほかに専任補助者（当該配置予定技術者と同一の構成員の専任補助者に限る。なお、現場代理人及び専門技術者との兼務は認める。）を配置することができる。

専任補助者数は配置予定技術者1名につき、それ以上とし、専任補助者は次に掲げるア、イ、エの基準を満たす者とする。

なお、専任補助者を配置する場合にあたっては、その配置方について、配置予定技術者と同様に「監理技術者制度運用マニュアル（平成16年3月1日国土交通省総合政策局建設業課）」によるものとする。

ア 2者、3者又は4者を構成員とする特定建設工事共同企業体の場合の代表者及び出資比率第2位の構成員は、以下の(ア)及び(イ)を有する者を配置すること。ただし、1名で満たせない場合は複数名の組み合わせとすることができる。

3者又は4者を構成員とする特定建設工事共同企業体の場合の出資比率第3位の構成員及び出資比率第4位の構成員は、以下の(ア)又は(イ)を有する者を配置すること。

(ア) 1級土木施工管理技士又はこれと同等以上の資格を有する者

なお、「これと同等以上の資格を有する者」とは、次の者をいう。

(a) 1級建設機械施工技士の資格を有する者

(b) 技術士（建設部門、農業部門（選択科目を「農業土木」とするものに限る。）、森林部門（選択科目を「森林土木」とするものに限る。）又は総合技術監理部門（選択科目を建設部門に係るもの、「農業－農業土木」又は「森林－森林土木」とするものに限る。）の資格を有する者

(c) 国土交通大臣（平成13年1月5日以前においては建設大臣）が1級土木施工管理技士又は(a)又は(b)に掲げる者と同等以上の能力を有するものと認定した者

(イ) 一級建築士若しくは一級建築施工管理技士又はこれらと同等以上の資格を有する者

なお、「これと同等以上の資格を有する者」とは、国土交通大臣（平成13年1月5日以前においては建設大臣）が1級建築施工管理技士と同等以上の能力を有するものと認定した者をいう。

イ 構成員は、平成18年度以降に元請として完工（引渡し済みのものに限る。）した以

下の施工経験を有する者を配置すること。なお、施工経験を1件名で満たすことができない場合は、複数件名の組み合わせとすることができる。

2者、3者又は4者を構成員とする特定建設工事共同企業体の場合の構成員のうち代表者は、(3)のア及びエに掲げる工事の施工経験を有する者を配置すること。

出資比率が第2位の構成員は、(3)のアからウに掲げる工事のいずれか、かつエ又はオに掲げる工事のいずれかの施工経験を有する者を配置すること。

4者を構成員とする特定建設工事共同企業体の場合の構成員のうち、出資比率が第3位の構成員は、ア(ア)を有する者である場合は(3)のアからウに掲げる工事のいずれかの施工経験を、ア(イ)を有する者である場合はエ又はオに掲げる工事のいずれかの施工経験を有する者を配置すること。

また、構成員のいずれかは(3)のカに掲げる工事の施工経験を有する者を配置することとする。

当該施工経験が共同企業体構成員としての経験である場合には、出資比率が10%以上のものに限る。

ただし、3者又は4者を構成員とする特定建設工事共同企業体の場合の構成員のうち、出資比率が最下位の構成員(最下位の構成員が同率で複数の場合には、そのうちの1者に限る。)の配置予定技術者については、(3)に掲げる工事の施工経験は必要ない。

また、当該施工経験が当機構の発注した工事である場合には、工事成績評定点が65点以上のものに限る。

ただし、当機構の発注した工事のうち工事成績評定点の通知を受けていない工事又は一部しゅん功し引渡し済みの工事(当該工事の主たる目的物の引渡しに限る。)においても、要件を満たす場合は施工経験とすることができる。

なお、(3)に掲げる工事の施工経験を1名の配置予定技術者で要件を満たすことができない場合は、複数の技術者の組合せとすることができ、専任補助者についても同様とする。その場合の配置予定技術者の有する資格と必要な施工経験の組み合わせは以下のとおりとする。

代表者：ア(ア)の資格を有する者は(3)アに掲げる工事の施工経験を有する者とし、
ア(イ)の資格を有する者は(3)エに掲げる工事の施工経験を有する者とする。

出資比率が第2位の構成員：ア(ア)の資格を有する者は(3)アからウに掲げる工事のいずれかの施工経験を有する者とし、ア(イ)の資格を有する者は(3)エ又はオに掲げる工事のいずれかの施工経験を有する者とする。

ただし、配置予定技術者のうち以下に示す者は、本建設工事の契約期間中専任で配置するものとし、その他の者は各々施工経験を有する工事の施工期間中のみの専任配置とすることができる。

代表者：ア(ア)の資格を有し、(3)アに掲げる工事の施工経験を有する者

出資比率が第2位の構成員：ア(ア)の資格を有し、(3)アからウに掲げる工事の

いずれかの施工経験を有する者

4者を構成員とする特定建設工事共同企業体の場合の構成員のうち、出資比率が第3位の構成員：ア(ア)の資格を有し、(3)アからウに掲げる工事のいずれかの施工経験を有する者又はア(イ)の資格を有し、(3)エ又はオに掲げる工事のいずれかの施工経験を有する者

専任補助者について、代表者が配置予定技術者を複数配置する場合は、それに対応する専任補助者を配置できるものとし、専任期間についても配置予定技術者と同様とする。ただし、専任補助者数は、配置予定技術者1名につき、それ以上とする。

ウ 代表者が専任補助者を配置する場合は、上記イの施工経験に代えて下記の代要件の施工経験を有する配置予定技術者を配置できる。

配置予定技術者の経験

要件	代要件
(ア) 鉄道ラーメン高架橋新設工事 (イ) 鉄道建築物で、延べ面積5,000㎡以上の新築、増築又は改築工事	(ア) 橋りょう新設工事 (イ) 公共建築物又は鉄道建築物で、延べ面積1,000㎡以上の新築、増築又は改築工事

エ 監理技術者（監理技術者の専任補助者を含む。）にあつては、監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を有する者であること。

(7) 申請書の提出期限の日から優先交渉権者選定通知の日までの期間に、当機構理事長から「北海道地区」において独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構の工事等請負契約に係る指名停止等措置要綱（平成15年10月機構規程第83号。以下「指名停止等措置要綱」という。）に基づく指名停止を受けていないこと。

(8) 3(1)に示した本建設工事に係る設計業務等の受注者又は当該受注者と資本関係若しくは人的関係のある建設業者でないこと。

なお、本建設工事に係る設計業務等の受注者とは、次に掲げる者である。

- ・日本交通技術株式会社
- ・別途発注予定の建築上家・防雪上家工事にかかる設計業務の受注者

また、資本関係及び人的関係とは以下のいずれかに該当する場合をいう。

ア 資本関係

次のいずれかに該当する二者の場合。

(ア) 子会社等（会社法(平成17年法律第86号)第2条第3号の2に規定する子会社等をいう。以下同じ。）と親会社等（同条第4号の2に規定する親会社等をいう。以下同じ。）の関係にある場合

(イ) 親会社等を同じくする子会社等同士の関係にある場合

イ 人的関係

次のいずれかに該当する二者の場合。ただし、(ア)については、会社等（会社法施行規則(平成18年法務省令第12号)第2条第3項第2号に規定する会社等をいう。以下同じ。）の一方が再生手続が存続中の会社等又は更生会社である場合を除く。

(7) 一方の会社等の役員（会社法施行規則第2条第3項第3号に規定する役員のうち、次に掲げる者をいう。以下同じ。）が、他方の会社等の役員を現に兼ねている場合

① 株式会社の取締役。ただし、次に掲げる者を除く。

a 会社法第2条第11号の2に規定する監査等委員会設置会社における監査等委員である取締役

b 会社法第2条第12号に規定する指名委員会等設置会社における取締役

c 会社法第2条第15号に規定する社外取締役

d 会社法第348条第1項に規定する定款に別段の定めがある場合により業務を執行しないこととされている取締役

② 会社法第402条に規定する指名委員会等設置会社の執行役

③ 会社法第575条第1項に規定する持分会社（合名会社、合資会社又は合同会社をいう。）の社員（同法第590条第1項に規定する定款に別段の定めがある場合により業務を執行しないこととされている社員を除く。）

④ 組合の理事

⑤ その他業務を執行する者であって①から④までに掲げる者に準ずる者

(イ) 一方の会社等の役員が、他方の会社等の管財人を現に兼ねている場合

(ウ) 一方の会社等の管財人が、他方の会社等の管財人を現に兼ねている場合

ウ その他入札の適正さが阻害されると認められる場合

組合（共同企業体を含む。）とその構成員が同一の入札に参加している場合その他ア又はイと同視しうる資本関係又は人的関係があると認められる場合。

(9) 入札に参加しようとする者の間に以下の基準のいずれかに該当する関係がないこと。

なお、上記の関係がある場合に、辞退する者を定めることを目的に当事者間で連絡をとることは、独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構契約申込心得（以下「契約申込心得」という。）第8条第2項の規定に抵触するものではないことに留意すること。

ア 資本関係 (8)アに同じ。

イ 人的関係 (8)イに同じ。

ウ その他入札の適正さが阻害されると認められる場合 (8)ウに同じ。

(10) 警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する者又はこれに準ずるものとして、当機構公共事業等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。

5 優先交渉権者の選定等に関する事項

(1) 技術提案の評価に関する基準

本案件の評価項目、評価基準及び技術評価点は次のとおりである。

ア 技術協力業務の実施に関する提案能力について評価する。

イ 施工ヤードや近接条件等の制約を踏まえて令和10年3月の工事完了に有効な工法等の提案能力について評価する。

ウ 施工時の安全の確保及び全体工程とコスト増加に影響を与えるリスクの管理についての提案能力について評価する。

エ ワーク・ライフ・バランス関連認定制度における取得状況又は「労務費見積み尊重宣言」の取組状況について評価する。

ア 技術協力業務の実施に関する提案能力について

評価項目	評価基準		得点	配点
	観点	具体的な内容		
技術協力業務の実施に関する提案能力	理解度	技術協力業務の理解度について、以下の場合に優位に評価する。 ・業務目的、現地条件、与条件が適切かつ論理的に整理されており、技術協力・施工タイプの手続きや技術協力に対する理解度が高い場合	5段階にて評価	10.0
	実施手順及び実施体制	技術協力業務の実施手順及び実施体制について、以下の場合に優位に評価する。 ・実施手順の妥当性及び手順上の具体的な工夫がある場合 ・実施手順の整理にあたり、本技術協力業務を円滑に進めるための主要なポイントの抽出が適切である場合 ・土木と建築部門間の意思疎通に関して具体的な工夫があるなど、本業務の内容、規模に対して十分（具体的）な実施体制が確保されている場合		
合 計			40.0	

イ 施工ヤードや近接条件等の制約を踏まえて令和10年3月の工事完了に有効な工法等の提案能力について

評価項目	評価基準		得点	配点
	観点	具体的な内容		
施工ヤードや近接条件等の制約を踏まえて令和10年3月の工事完了に有効な工法等の提案能力	的確性	提案内容の的確性について、以下の場合に優位に評価する。 ・工事工程を75か月から58か月に短縮するために有効な施工方法・施工計画等が提案されている場合 ・施工ヤードや工事用道路が限られた狭隘な施工条件、かつ営業線に近接する施工環境において、工程の確保に有効な施工方法・施工計画等が提案されている場合	5段階にて評価	40.0

	実現性	提案内容の実現性について、以下の場合に優位に評価する。 <ul style="list-style-type: none"> ・提案内容が現地の条件に照らして適切であり実現性がある場合 ・提案内容について、実施事例、類似事例、構成員における施工実績を踏まえた記載があり、提案の実施に十分（具体的）な裏付けがある場合 	5段階にて評価	40.0
合 計			80.0	

ウ 施工時の安全の確保及び全体工程とコスト増加に影響を与えるリスクの管理についての提案能力について

評価項目	評価基準		得点	配点
	観点	具体的な内容		
施工時の安全の確保及び全体工程とコスト増加に影響を与えるリスクの管理についての提案能力	的確性	提案内容の的確性について、以下の場合に優位に評価する。 <ul style="list-style-type: none"> ・営業線の運行、営業線構造物の保安に対する施工の安全確保や安全管理体制に関する課題を適切に抽出しており、その対策について有効な提案がある場合 ・全体の工程遅延やコスト増加に影響を与えるリスクの抽出と、リスク回避のための管理・調査方法の提案が適切である場合 	5段階にて評価	20.0
	実現性	提案内容の実現性について、以下の場合に優位に評価する。 <ul style="list-style-type: none"> ・提案内容が現地の条件に照らして適切であり実現性がある場合 ・提案内容について、実施事例、類似事例、構成員における施工実績の記載があり、提案の実施に十分（具体的）な裏付けがある場合 	5段階にて評価	20.0
合 計			40.0	

エ ワーク・ライフ・バランス関連認定制度における取得状況又は「労務費見積り尊重宣言」の取組状況について

評価項目	評価基準	得点	配点
------	------	----	----

<p>いずれかの構成員のワーク・ライフ・バランス関連認定制度における取得状況</p>	<p>次に掲げるいずれかの認定を受けている。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・女性活躍推進法に基づく認定等（えるぼし・プラチナえるぼし認定企業等）（※1） ・次世代法に基づく認定（くるみん・プラチナくるみん認定企業）（※2） ・若者雇用促進法に基づく認定（ユースエール認定企業）（※3） 	<p>いずれかに該当する</p>	<p>5.0</p>	<p>5.0</p>
<p>構成員のうち代表者における「労務費見積り尊重宣言」の取組状況</p>	<p>下請け企業への見積り依頼に際して、労務費（労務賃金）を内訳明示する取組を行う。</p>			
<p>合 計</p>			<p>5.0</p>	

（※1）女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（平成27年法律第64号）第9条に基づく基準に適合するものと認定された企業（労働時間等の働き方に係る基準を満たすものに限る。）、同法第12条に基づく基準に適合するものと認定された企業又は同法第8条に基づく一般事業主行動計画（計画期間が満了していないものに限る。）を策定・届出している企業（常時雇用する労働者の数が300人以下のものに限る。）をいう。

（※2）次世代育成支援対策推進法（平成15年法律第120号）第13条又は第15条の2に基づく基準に適合するものと認定された企業をいう。

（※3）青少年の雇用の促進等に関する法律（昭和45年法律第98号）第15条に基づく基準に適合するものと認定された企業をいう。

(2) 優先交渉権者の選定

本案件の技術評価方式は、技術提案評価項目により、技術提案書の技術評価点が最も高い者を、優先交渉権者として選定する。

(3) 技術評価点が同点の場合の優先交渉権者選定方法

技術評価点が最も高い者が複数者いる場合、アからウの順で優先交渉権者を選定するものとする。

ア 「施工ヤードや近接条件等の制約を踏まえて令和10年3月の工事完了に有効な工法等の提案能力」の点数が高い者

イ 「施工時の安全の確保及び全体工程とコスト増加に影響を与えるリスクの管理についての提案能力」の点数が高い者

ウ 当機構における有資格者名簿の「土木」及び「建築」の客観点数の合計が高い者
 なお、ウについては、共同企業体の代表者の順位とする。

(4) 優先交渉権者への通知

優先交渉権者として選定した者には、書面又は電子メールにより令和4年4月27日（水）までに通知する。

また、次順位者以降の者に対しては、交渉権者として選定された旨と順位を、競争参加資格がないと認められた者には非選定とされた旨とその理由を書面又は電子メールにより通知する。

なお、優先交渉権者として選定された者は、技術提案（付帯条件がある場合は、付帯条件を満たした提案）に基づく内容により価格交渉のための見積りを行うことを条件とし、これに違反したものは非特定とし、交渉を無効とする。

(5) 技術提案の履行に関する事項

受注者の責めにより、競争に係る技術提案内容が履行されない場合は、契約違反行為に該当することから、指名停止等の措置を講じることがある。ただし、技術提案の設計において、発注者と協議のうえ、発注者が技術提案を不履行とする旨を指示した場合、又は施工条件の変更、災害により受注者の責めに寄らない理由による技術提案の不履行については、この限りでない。

6 競争参加資格の確認等

(1) 本競争の参加希望者は、4に掲げる競争参加資格を有することを証明するため、次に従い、申請書、工事の施工実績表（様式2-1）、ワーク・ライフ・バランス等の推進に関する指標について適合状況（様式2-2）、「労務費見積り尊重宣言」の取組について評価を希望する場合は取組の事実が確認できる資料及び誓約書（様式2-3）、配置予定技術者（技術協力業務）の資格調書（様式3-1）、配置予定技術者の資格・工事経験調書（様式3-2）、専任補助者を配置する場合は専任補助者の資格・工事経験調書（様式3-3）及び配置予定技術者・専任補助者の配置表（様式3-4）（以下、様式2-1から様式3-4までを「技術資料」という。）及び共同企業体協定書（書式）の写し（以下、申請書、技術資料及び共同企業体協定書（書式）の写しを「申請書等」という。）を提出し、契約担当役から競争参加資格の有無について確認を受けなければならない。

ア 4(2)の認定を受けていない者も次に従い申請書等を提出することができる。この場合において、4(1)及び(3)から(10)までに掲げる事項を満たしているときは、工事の資格については、技術提案書の提出時まで、4(2)に掲げる事項を満たしていることを条件として競争参加資格があることを確認するものとする。したがって、当該確認を受けた者が競争に参加するためには、技術提案書の提出時において、4(2)に掲げる事項を満たしていなければならない。

4(2)の認定に係る申請は、当機構事業監理部工事契約監理課において、随時受け付ける。

なお、ウの受付期間内に申請書等を提出しない者又は競争参加資格がないと認められた者は、本競争に参加することができない。

イ 提出方法

申請書等は、電子入札システムにより提出すること。

ただし、申請書等の容量が 10MB を超える場合は、書類一式(電子入札システムとの分割を認めない。)を提出先へ郵送等し、提出書類通知書(様式 4)のみ電子入札システムにより送信すること。

また、契約担当役の承諾を得て紙入札方式に移行した場合は、申請書等を郵送等により提出すること。

なお、提出書類は、表紙を 1 頁とした通し番号を付すこと。

また、申請書等のうち押印を要するものについて、押印省略をする場合は、「本件責任者及び担当者」の氏名及び連絡先を記載すること。

ウ 受付期間

令和 4 年 1 月 1 2 日(水)から令和 4 年 2 月 1 日(火)までの休日を除く毎日、10 時から 16 時まで。

エ 提出先

3(10)ア(イ)に同じ。

オ 使用するアプリケーションソフト及び保存するファイル形式について

技術資料の作成に使用するアプリケーションソフト及び保存するファイル形式については、次のいずれかによるものとする。

ただし、当該ファイルの保存時に損なわれる機能は、作成時に利用しないこと。

番号	使用するアプリケーションソフト	保存するファイル形式
1	Microsoft Word	Word2010 形式以上での保存
2	Microsoft Excel	Excel2010 形式以上での保存
3	その他のアプリケーション	PDF ファイル (Acrobat9.0 形式以上で作成したもの) 上記に加え特別に認めたファイル形式

カ ファイル圧縮方法について

ファイルを圧縮する場合は、LZH 形式又は ZIP 形式とし、自己解凍方式は使用しないものとする。

(2) 申請書は、様式 1 により作成すること。

(3) 4(3)の施工実績及び 4(6)の配置予定技術者及び専任補助者の施工経験の確認を行うにあたっては、効力を有する日 EU 経済連携協定等を適用している国及び地域以外の国又は地域に主たる営業所を有する建設業者にあつては、我が国における施工実績及び施工経験をもって行う。

(4) 技術資料は次に従い作成すること。

アの工事の施工実績表に記載する工事、ウの配置予定技術者及び専任補助者の資格・工事経験調査書の工事経験の概要に記載する工事は、4(3)及び 4(6)イに掲げる要件を満たす工事に限り記載することとし、当該工事に係る工事成績評定通知書の写しを添付(当機構発注の工事で工事成績評定点の通知を受けている場合に限る。)すること。

ア 工事の施工実績表

4 (3)に掲げる資格を有することを判断できる施工実績を様式2-1に記載すること。記載する施工実績の件数は1件でよいが、複数件名で実績を満たす場合は、必要な件数を記載すること。

イ 配置予定技術者（技術協力業務）の資格調書

4 (5)に掲げる資格を有することを判断できる資格を様式3-1に記載すること。

ウ 配置予定技術者及び専任補助者の資格・工事経験調書並びに配置予定技術者・専任補助者の配置表

4 (6)に掲げる資格を有することを判断できる資格及び工事の経験を、配置予定技術者については様式3-2に、専任補助者については様式3-3にそれぞれ記載すること。記載する工事の経験の件数は1件でよいが、複数件名で経験を満たす場合は、必要な件数を記載すること。

配置予定技術者及び専任補助者の配置について様式3-4に記載すること。

なお、配置予定技術者及び専任補助者として複数の候補技術者の資格及び工事の経験を記載することもできる。ただし、同一の技術者（専任補助者を含む。）を重複して複数工事の配置予定技術者とする場合において、他の工事を落札したことにより配置予定技術者を配置できなくなったときは、優先交渉権者選定前においては直ちに当該申請書の取り下げを行うこと。他の工事を落札したことにより、配置予定技術者を配置することができないにもかかわらず競争に参加した場合においては、指名停止等措置要綱に基づく指名停止を行うことがある。

また、優先交渉権者選定後から交渉成立前の期間において、他の工事を落札したことにより配置予定技術者を配置することができなくなった場合は、直ちに書面によりその旨を申し出ること。その申出に基づき提出された本建設工事の見積書は、無効とする。

エ 契約書の写し

アの施工実績、ウの施工経験として記載した工事に係る契約書及び当該工事が施工実績及び施工経験としての要件を満たす工事であることが確認できる書類の写しを提出すること。また、ウの施工経験として記載した工事に従事したことが確認できる書類の写しを提出すること。

ただし、当該工事が、一般財団法人日本建設情報総合センターの「工事实績情報システム（CORINS）」に登録されている場合は、契約書の写しに代えてCORINSの登録内容確認書を提出すること。

オ ワーク・ライフ・バランス関連認定制度の認定

ワーク・ライフ・バランス関連認定制度の認定状況を様式2-2に記載すること。

なお、認定を受けていることを証明する認定書等（認定通知書・一般事業主行動計画策定・変更届（都道府県労働局の受領印付）、外国人にあっては、内閣府による認定等相当確認通知書等）の写しを添付すること。添付がない場合は加点評価しない。

カ 「労務費見積り尊重宣言」の取組

「労務費見積り尊重宣言」の取組について評価を希望する場合は、次の(ア)及び(イ)を提出すること。

- (7) 本競争の参加希望者（個人）が「労務費見積り尊重宣言」を決定・公表した事実が確認できる資料（ホームページ等の写し）
- (4) 「労務費見積り尊重宣言」に関する取組状況の公表先URL及び労務費（労務賃金）を内訳明示する旨を記した誓約書（様式2-3）

7 技術提案書の作成及び技術協力業務の参考見積書の提出

(1) 技術提案書作成上の基本事項

技術提案作成にあたっては、別紙1「技術提案作成説明書」に基づき検討するものとする。

技術提案書の様式は、様式5、様式5-1から様式5-3のとおりとする。

本説明書において記載された事項以外の内容を含む技術提案書については、提案を無効とする場合があるので注意すること。

なお、申請者名は、指定された箇所以外は記載しないこと。

契約書などの印がついているものはスキャナーで読み込み本文に貼り付けること。

(2) 技術協力業務の参考見積書の提出

本業務の業務費算出の参考とするため、参考見積書を提出すること。提出様式は特に定めないが、A4判に記載し、技術提案書と併せて提出すること。

なお、見積りは参考であり、優先交渉権者を選定するための評価及び選定後の価格交渉に反映するものではない。

ただし、参考見積書の作成及び提出に係る費用は、提出者の負担とする。また、様式中に申請者名が推測できる内容は記載しないこと。

(3) 技術提案及び技術協力業務に係る参考見積りに対してのヒアリングを行う場合は、以下のとおり行う。

ア 実施場所：当機構北海道新幹線建設局

イ 実施日時：令和4年3月14日（月）から令和4年3月25日（金）の間。

ウ ヒアリングの日時等は、追って通知する。

エ 出席者：配置予定技術者（技術協力業務）を含む3名程度とする。

オ ヒアリング時の追加資料は受理しない。

(4) 提出方法

技術提案書及び技術協力業務の参考見積書（以下「技術提案書等」という。）は、電子入札システムにより提出すること。

ただし、技術提案書等の容量が10MBを超える場合は、書類一式（電子入札システムとの分割を認めない。）を提出先へ郵送等し、技術提案書提出通知書（様式6）のみ電子入札システムにより送信すること。

また、契約担当役の承諾を得て紙入札方式に移行した場合は、技術提案書等を郵送等により提出すること。

なお、提出書類は表紙を1頁とした通し番号を付すこと。

また、技術提案書等の押印省略をする場合は、「本件責任者及び担当者」の氏名及び連絡先を記載すること。

(5) 受付期間

令和4年2月16日(水)から令和4年3月9日(水)までの休日を除く毎日、10時から16時まで。

(6) 提出先

3(10)ア(イ)に同じ。

(7) 使用するアプリケーションソフト及び保存するファイル形式について

技術提案書等の作成に使用するアプリケーションソフト及び保存するファイル形式については、6(1)オの表に示すいずれかによるものとする。

ただし、当該ファイルの保存時に損なわれる機能は、作成時に利用しないこと。

(8) 資料等の閲覧

本業務に関連する資料の閲覧を希望する者に対して、下記のとおり資料を貸与する。

ア 閲覧資料： 別紙2のとおり

イ 閲覧方法： 3(10)ア(イ)に事前連絡のうえ、別紙様式7により閲覧を申請すること。申請者に対して、電子データにて資料を貸与する。

ウ 閲覧期間： 技術提案書の提出期限の日まで

エ その他： 環境影響評価関係資料の閲覧を希望する場合は、イの事前連絡時に合わせて申し出ること。なお、環境影響評価関係資料の閲覧方法については、紙媒体の資料の閲覧となる。

8 説明書等の内容についての質問の受付及び回答

(1) 質問がある場合においては、次に従い、電子入札システムにより提出すること。

ただし、紙入札方式による場合は、書面(書式自由)を郵送等により提出することとし、押印省略する場合は、「本件責任者及び担当者」の氏名及び連絡先を記載すること。

なお、電送によるものは受け付けない。

また、電子入札システムによる質問書の提出にあたっては、質問事項入力欄に業者名(過去に受注した具体的な業務名等の記載により業者名が類推される場合も含む。)や担当者の連絡先等は一切記載しないこと。

このような質問があった場合には、その者の申請書等及び技術提案書等を原則として無効とする。

紙入札方式による場合に限り、質問書に回答を受ける担当窓口の部署、氏名、電話番号及び電子メールアドレスを併記するものとする。

ア 受付期間 令和4年1月13日(木)から令和4年3月1日(火)までの休日を除く毎日、8時30分から20時まで(ただし、最終日は16時まで)。

持参する場合は、上記期間の休日を除く毎日、10時から16時まで。

イ 提出先 3(10)ア(イ)に同じ。

(2) (1)の質問に対する回答は、電子入札システムで提出されたものについては、電子入札システムにより、郵送等で提出されたものについては、書面又は電子メールで回答するとともに、全ての質問に対する回答書を次のとおり閲覧に供する。

ア 閲覧期間 令和4年3月4日(金)から令和4年3月9日(水)までの休日を

除く毎日、10時から16時まで。

イ 閲覧場所 3(10)ア(イ)に同じ。

9 非選定理由等に関する事項

(1) 申請書を提出した者のうち、技術提案書の提出者として選定されなかった者（競争参加資格がないと認められた者も含む。）に対しては、選定されなかった旨と、その理由（非選定理由）を電子入札システムにより通知する。

ただし、紙入札方式による場合は、書面又は電子メールにより通知する。

(2) (1)の通知を受けた者は、契約担当役に対して非選定理由について、次に従い説明を求めることができる。

ア 提出期限 (1)の通知をした日の翌日から起算して7日（休日を含まない。）後の16時（持参する場合は、上記期間の休日を除く10時から16時まで。）。

イ 提出先 3(10)ア(イ)に同じ。

ウ 提出方法 電子入札システムにより提出すること。

ただし、紙入札方式による場合は、書面（様式は自由）を郵送等するものとし、押印省略をする場合は、「本件責任者及び担当者」の氏名及び連絡先を記載すること。

(3) (2)の回答は、提出期限の翌日から起算して10日以内に電子入札システムにより回答する。

ただし、紙入札方式による場合は、書面又は電子メールにより回答する。

10 優先交渉権者の選定及び通知に関する問い合わせ

(1) 5(4)において、非選定であると通知された者に対しては、選定されなかった旨と、その理由（非選定理由）を書面又は電子メールにより通知する。

(2) (1)の通知を受けた者は、契約担当役に対して非選定理由について、次に従い説明を求めることができる。

ア 提出期限 (1)の通知をした日の翌日から起算して7日（休日を含まない。）後の16時。

イ 提出先 3(10)ア(イ)に同じ。

ウ 提出方法 書面（様式は自由）を郵送等により提出すること。

(3) 契約担当役は、説明を求められたときは、提出期限の翌日から起算して10日以内に説明を求めた者に対し書面又は電子メールにより回答する。

11 技術協力業務の見積合せ及び契約

優先交渉権者の選定後、見積合せを実施したうえで、技術協力業務の契約を締結する。本業務の契約を締結するに当たり、発注者と優先交渉権者の間で、本業務完了後の本建設工事の契約に向けた価格交渉に関する基本協定を締結するものとする。

また、合わせて発注者、優先交渉権者及び3(1)に示した本建設工事に係る設計業務等

の受注者との間で設計協力に関する協定を締結するものとする。

見積りの日時及び場所並びに方法等については、優先交渉権者に通知する。

なお、基本協定及び設計協力協定は別紙3及び別紙4によるものとする。

12 技術協力業務の範囲

受注者は、優先交渉権者選定時に提出した技術提案の内容に関わらず、施工時の制約条件への対応、工期短縮やコスト縮減、施工時の安全の確保等に有効な技術提案を、必要に応じて行う。

13 建設工事に対する価格等の交渉及び成立

(1) 優先交渉権者選定の後、優先交渉権者に対し、工事費の内訳が確認できる工事費内訳書を付した見積書及び見積条件書（以下「見積書等」という。）の提出方法等を通知する。

(2) 優先交渉権者は、見積書等を作成し、指定の方法により提出すること。

(3) 優先交渉権者は、見積書等の内容について価格等の交渉を行い、見積条件等を見直す必要がある場合には見直しを行うこと。

(4) (3)により価格等の交渉が成立した場合は、優先交渉権者は、その内容に基づき、(2)と同じ方法により交渉結果を踏まえた見積書等を提出すること。

(5) 積算基準類に設定の無い工種等の見積りについて、機材別で内訳を提出せず、一式にて価格等の交渉が成立した場合は、その工種等については工事請負契約書第25条に基づく請求の対象外とする。

(6) (3)に基づく価格等の交渉の結果、合意に至らなかった場合は、価格等の交渉の不成立が確定するものとする。

(7) 優先交渉権者との交渉が成立した場合、優先交渉権者に特定の通知（以下「特定通知」という。）を行うとともに、次順位以降の交渉権者に対し、その理由を付して非特定の通知を行う。

(8) 優先交渉権者との価格等の交渉が不成立となった場合、非特定となった旨とその理由を書面又は電子メールにより通知する。

(9) 優先交渉権者は、価格等の交渉において知り得た情報を秘密情報として保持するとともに、かかる秘密情報を第三者に開示してはならない。

(10) 優先交渉権者との価格等の交渉が不成立となった場合は、5(1)の技術提案に関する技術評価点が次順位の交渉権者に対して優先交渉権者となった旨を書面又は電子メールにより通知し、価格等の交渉の意思を確認した上で技術協力業務契約の締結及び価格等の交渉を行う。

(11) 優先交渉権者との価格等の交渉が不成立となった場合の設計成果物の取扱いは、以下の通りとする。

ア 発注者及び優先交渉権者との間で価格等の交渉の不成立が確定した場合においても、成立した場合と同様に、技術協力業務の契約に基づく完了検査及び支払を行うものとする。また、その場合において優先交渉権者は、本事業に関して必要な範囲で成

果物の利用を無償で発注者及び発注者の指定する者に許諾するものとする。次点以降の交渉権者は、必要に応じて優先交渉権者が実施した技術協力及び技術協力業務の成果物を反映した設計成果を参考にすることができるものとする。

イ 発注者及び優先交渉権者の間で価格等の交渉の不成立が確定した場合において、その時点までの設計成果に優先交渉権者の特許権、実用新案権、意匠権、商標権、著作権その他の法令の定めにより保護される権利（以下「特許権等」という。）が含まれ又は当該特許権等を使用することが前提となっており、前項に基づく優先交渉権者の技術協力及び技術協力業務の成果物が反映された設計成果の無償許諾に加えて次点以降の交渉権者が当該特許権等（アに基づく成果物の無償許諾の範囲に含まれるものを除く。）の使用を希望するときは、当該使用者が当該特許権等の使用の許諾を申請するとともに合理的な許諾料を支払うことを前提として、優先交渉権者は、当該特許権等の使用を許諾するものとする。

(12) 優先交渉権者との価格等の交渉が不成立となった場合の次点以降の交渉権者の配置予定技術者の取扱いは、優先交渉権者との価格等の交渉の不成立が確定するまでは相当の時間を要すると想定されるため、次点以降の交渉権者と技術協力業務の契約を締結する場合は、競争参加資格確認申請書の提出時と同等の資格がある者を配置予定技術者として選定することができるものとする。なお、同等の資格がある者とは、4(5)及び(6)に示す競争参加資格を有する者に限る。

14 予定価格の作成

(1) 設計数量等の確認

価格等の交渉を通じて合意した技術提案を実施するために必要となる設計数量等（数量総括表、内訳書、単価表等の内容）について確認を行う。積算基準類に該当する歩掛や単価がない工種等に関しては、価格等の交渉の合意内容に基づくものとする。

(2) 予定価格の算定

設計数量等の確認の結果を踏まえ、次に掲げる積算基準類により予定価格を算定する。

- ・土木関係積算標準
- ・土木関係積算要領
- ・土木関係工事数量算出要領
- ・建築関係積算標準
- ・建築関係積算要領 等

(3) 歩掛

歩掛については、標準歩掛を使用する。

ただし、標準歩掛が無い場合や標準的な施工でない場合は、特別調査の歩掛や価格等の交渉の合意内容に基づくものとする。

15 契約保証金

(1) 技術協力業務 免除

(2) 建設工事

請負代金額の10分の3以上（保証金納付場所 三井住友銀行 ベイサイド支店）。

ただし、金融機関又は保証事業会社（公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和27年法律第184号）第2条第4項に規定する保証事業会社をいう。）の保証をもって契約保証金の納付に代えることができる。

また、公共工事履行保証証券による保証を付し、又は履行保証保険契約の締結を行った場合は、契約保証金を免除する。

16 契約変更の取り扱い

(1) 技術協力業務

施工時の制約条件の変更及び提案による工法変更に伴い、技術協力業務の内容が当初想定していた内容と異なる場合は、発注者と協議のうえ、必要と認められる経費及び工期については変更の対象とする。

(2) 建設工事

現場条件、関係機関との協議、社会的条件（地元対応等）、不可抗力（地震、風水害等）等により新たな対策が必要となり、施工体制の変更が生じた場合は、発注者と優先交渉権者が協議のうえ、必要と認められる経費及び工期については変更の対象とする。

17 配置予定技術者等の確認

(1) 申請書等に記載した配置予定技術者（技術協力業務及び建設工事）又は専任補助者は、原則として変更できない。

なお、病休・死亡・退職等極めて特別な場合でやむを得ないとして承認された場合の外は、技術者を記載した技術資料の差し替えは認められない。病気等特別な理由により、やむを得ず配置予定技術者又は専任補助者を変更する場合は、4(5)又は(6)に掲げる基準を満たし、かつ、当初技術資料に記載した配置予定技術者又は専任補助者と同等以上の者を配置しなければならない。

(2) 特定通知後、CORINS等により本建設工事の配置予定技術者又は専任補助者の専任の事実が確認できない場合、契約を結ばないことがある。

18 手続における交渉の有無 無

19 支払条件

(1) 技術協力業務

ア 前金払 無

イ 出来形払 無

(2) 建設工事

ア 前金払 有

イ 出来形払 有

20 本建設工事の火災保険付保の要否 否

21 本建設工事に直接関連する他の工事の請負契約を、本建設工事の請負契約の相手方との随意契約により締結する予定の有無 無

22 苦情申し立て

本手続きにおける競争参加資格の確認その他の苦情に関し、「政府調達に関する苦情の処理手続」（平成7年12月14日付け政府調達苦情処理推進会議決定）により、政府調達苦情検討委員会（連絡先：内閣府政府調達苦情処理対策室（政府調達苦情検討委員会事務局）、電話 03-3581-0262（直通））に対して苦情を申し立てることができる。

23 関連情報を入手するための照会窓口

3 (10)ア(イ)に同じ。

24 その他

- (1) 契約手続きにおいて使用する言語及び通貨は日本語及び日本国通貨に限る。
- (2) 入札参加者は、別冊契約申込心得及び別冊契約書案を熟読し、契約申込心得を遵守すること。
- (3) 優先交渉権者は、6 (4) ウの資料に記載した配置予定技術者及び専任補助者（配置する場合に限る。）を本建設工事の現地に専任で配置すること。
- (4) 工事費は、当該工事を単独工事として積算している。
- (5) 同一業者が同種の工事を隣接する施工場所において、同時期（施工中の工事で施工期間が重複している場合を含む。）に落札した場合は、当該工事を一括して発注した場合の工事費の積算方法（共通仮設費、現場管理費、一般管理費等の経費比率）を基礎に協議のうえ、契約締結後に請負代金額を精査する。

なお、共同企業体の場合は代表者が同一業者の場合を精査の対象とし、精査の範囲は、重複する構成員の出資比率及び工事期間を基礎に算定する。ただし、代表者が同一業者でない場合であっても、上位2者が同一の2業者から構成される場合は上記と同様に精査する。

- (6) 申請書等及び技術提案書等の作成、提出及びヒアリングに関する費用は、提出者の負担とする。
- (7) 申請書等に虚偽の記載をした場合においては、指名停止等措置要綱に基づく指名停止を行うことがある。
- (8) 提出された申請書等及び技術提案書等は返却しない。

また、提出期限以降における申請書等及び技術提案書等の差し替え又は再提出は認めない。

なお、提出された申請書等及び技術提案書等は、技術提案書の提出者の選定、優先交渉権者の選定及び技術提案書の特定以外に提出者に無断で使用しない。

- (9) 提出された技術提案書を公開する場合には、事前に提出者の同意を得るものとする。

- (10) 資格審査及び技術提案等の評価にあたって、当機構の退職者がいる企業に対する配慮及び優遇は一切行わない。
- (11) 電子入札システムは、休日を除く毎日、8時30分から20時まで稼働している。
また、稼働時間内でシステムを止むを得ず停止する場合、稼働時間を延長する場合は、当機構ホームページで公開する。
当機構ホームページアドレス <https://www.jrtt.go.jp/>
- (12) 電子入札システム操作上の手引書は、当機構ホームページで公開している。
- (13) 障害発生時及び電子入札システム操作等の問合せ先
- ア 電子入札システム操作・接続確認等の問合せ先
電子入札総合ヘルプデスク
電話 0570-007-522 (ナビダイヤル)
- ※ お問合せの際は、以下の情報を必ずお知らせください。
- ・お問合せされた方のお名前
 - ・会社名／所属名
 - ・連絡先の電話番号
- イ ICカードの不具合発生時の問合せ先
取得しているICカードの認証機関。ただし、申請書類等の提出期限又は入札の締切期限が切迫しているなど緊急を要する場合は、当機構北海道新幹線建設局契約課へ連絡すること。
電話 011-231-3489
- (14) プロポーザル参加希望者が電子入札システムで書類を送信した場合には、送信内容を必ず印刷することとし、下記に示す通知、通知書及び受付票を送信者に発行するので必ず確認を行うこと。この確認を怠った場合には以後の手続きに参加できなくなる等の不利益な扱いを受ける場合がある。
- ア 参加表明書受信確認通知 (電子入札システムから自動発行)
- イ 参加表明書受付票 (受付票を発行した旨を副次的にメールでも知らせる。)
- ウ 選定通知書 (通知書を発行した旨を副次的にメールでも知らせる。)
- エ 非選定通知書 (通知書を発行した旨を副次的にメールでも知らせる。)
- オ 技術提案書受信確認通知 (電子入札システムから自動発行)
- カ 技術提案書受付票 (受付票を発行した旨を副次的にメールでも知らせる。)
- キ 辞退届受信確認通知 (電子入札システムから自動発行)
- ク 辞退届受付票 (受付票を発行した旨を副次的にメールでも知らせる。)
- ケ 日時変更通知書 (通知書を発行した旨を副次的にメールでも知らせる。)
- コ 取止め通知書 (通知書を発行した旨を副次的にメールでも知らせる。)
- (15) 電子メールにより書面を提出する際に使用するアプリケーションソフト及び保存するファイル形式は、6(1)オの表に示すいずれかによるものとする (別に指定がある場合を除く。)

なお、ファイル容量は 10MB までとし、10MB を超えるファイルは分割し送信すること。

25 契約に係る情報提供の協力依頼

独立行政法人が行う契約については、「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針」（平成 22 年 12 月 7 日閣議決定）において、独立行政法人と一定の関係を有する法人と契約をする場合には、当該法人への再就職の状況、当該法人との間の取引等の状況について情報を公開するなどの取組を進めるとされているところです。

これに基づき、以下のとおり、当機構との関係に係る情報を当機構のホームページで公表することとしますので、所要の情報の当方への提供及び情報の公表に同意の上で、応札若しくは応募又は契約の締結を行っていただくよう御理解と御協力をお願いいたします。

なお、案件への応札若しくは応募又は契約の締結をもって同意されたものとみなさせていただきますので、ご了承ください。

また、応札若しくは応募又は契約の締結を行ったにもかかわらず情報提供等の協力をしていただけない相手方については、その名称等を公表させていただくことがあり得ますので、ご了承ください。

(1) 公表の対象となる契約先

次のいずれにも該当する契約先。

ア 当機構において役員を経験した者（役員経験者）が再就職していること又は課長相当職以上の職を経験した者（課長相当職以上経験者）が役員、顧問等として再就職していること。

イ 当機構との間の取引高が、総売上高又は事業収入の 3 分の 1 以上を占めていること。

(2) 公表する情報

上記に該当する契約先について、契約ごとに、物品役務等の名称及び数量（工事（設計等の役務を含む。）の名称、場所、期間及び種別）、契約締結日、契約先の名称、契約金額等と併せ、次に掲げる情報を公表します。

ア 当機構の役員経験者及び課長相当職以上経験者（当機構OB）の人数、職名及び当機構における最終職名

イ 当機構との間の取引高

ウ 総売上高又は事業収入に占める当機構との間の取引高の割合が、次の区分のいずれかに該当する旨

3 分の 1 以上 2 分の 1 未満、2 分の 1 以上 3 分の 2 未満又は 3 分の 2 以上

エ 一者応札又は一者応募である場合はその旨

(3) 当方に提供していただく情報

ア 契約締結日時点で在職している当機構OBに係る情報（人数、現在の職名及び当機構における最終職名等）

イ 直近の事業年度における総売上高又は事業収入及び当機構との間の取引高

(4) 公表日

契約締結日の翌日から起算して原則として72日以内（各年度の4月に締結した契約については原則として93日以内）